

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県深谷市長在家198番地  
氏名 永田紙業株式会社  
代表取締役 永田 耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和8年2月19日

許可の有効年月日 令和12年12月17日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分: 収集運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(\*)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器  
くず(\*) (#1)、がれき類(\*) 以上12種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリート  
くず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類 以上8種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業  
廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等  
が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
施設等の所在地及び保管施設の概要は別記のとおり。

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、別記の場所及び施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和53年10月6日	指令環第876号	新規許可
平成8年2月16日	指令北環第2-124号	変更許可 (品目の追加)
平成16年12月9日	指令産指第2440号	変更許可 (「除く」から「含む」へ変更)
令和3年10月28日	指令産廃第775-1号	変更許可 (「積替え保管できる」1種類の限定の解除)
令和8年2月19日	指令北環第43-8号	更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

別記

(1) 施設等の所在地

埼玉県深谷市幡羅町一丁目15番3 以上1筆 (面積6,498.51㎡)

(2) 保管施設の種別及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
汚泥 以上1種類	13.5㎡	2.5m (屋内)	9.6㎡ (蓋付き200Lドラム缶×48個)
廃油 以上1種類	7.5㎡	2.0m (屋内)	4.8㎡ (蓋付き200Lドラム缶×24個)
廃酸 以上1種類	7.5㎡	2.5m (屋内)	4.8㎡ (プラスチック200Lドラム缶×24個)
廃アルカリ 以上1種類	7.5㎡	2.5m (屋内)	4.8㎡ (プラスチック200Lドラム缶×24個)
廃プラスチック類 以上1種類	60.0㎡	3.3m (屋内)	133.2㎡ (2.2㎡鉄カゴ×60個)
動植物性残さ 以上1種類	18.0㎡	2.5m (屋内)	12.8㎡ (蓋付き200Lドラム缶×64個)
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	14.2㎡	3.3m (屋内)	26.7㎡ (2.2㎡鉄カゴ×12個)
がれき類 以上1種類	18.0㎡	3.3m (屋内)	40.0㎡ (2.2㎡鉄カゴ×18個)

(以下余白)